

秩父市総合教育会議設置要綱

平成27年5月18日 制定
令和4年4月1日 一部改正

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項に基づき、秩父市の教育に資するため、秩父市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(分掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- (1) 秩父市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 秩父市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議は市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、別に定める手続きにより、あらかじめ市長にその旨を申し出、許可を受けなければならない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、

その議事録を作成し、これを公表する。

- 2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取したものによる議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、公表する。

(調整結果の尊重)

- 第8条 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

- 第9条 総合教育会議の庶務は、市長室総合政策課において処理する。ただし、総合教育会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

秩父市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秩父市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴の許可)

第3条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名、住所その他市長の必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入し、市長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が傍聴を不適當と認める者

(禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(退場)

第6条 傍聴人は、市長が会議を非公開としたとき、傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

附 則
(施行期日)

この要領は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 8 月 29 日総合教育会議決定、一部改正)
この要領は、平成 28 年 8 月 29 日から施行する。

(1) ICT教育の学習について

GIGAスクール構想

多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現

秩父市の現状

情報通信技術支援員2名 全小中学校 21校に分担して派遣し、学校におけるICT教育の支援
役割:ICT機器の操作及び技術支援や授業の支援を行い、教員一人一人の技術向上に努め、効果的で効率的なICT教育を行う

ICT機器を活用した授業

授業支援ソフトを導入し、クラウドを活用した授業
GIGAスクール構想実現に向け教職員の授業等での活用を推進

デジタル教科書

文部科学省 デジタル教科書実証事業 市内小中学校21校児童生徒分のデジタル教科書(外国語)

視聴していただく授業の紹介

秩父市立吉田中学校 福島真由美教諭 教科:英語 学年:2年生

(2) 小学校低学年からの外国語(英語)教育について

現行学習指導要領

小学校中学年【3,4年】から外国語活動の導入

「聞くこと」、「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」、「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行う

3,4学年

- ・「聞くこと」「話すこと(やり取り・発表)」が中心
- ・外国語に慣れ親しませ、学習への動機付け

5,6学年

- ・音声に十分慣れ親しんだ上で、段階的に「読むこと」「書くこと」を加える

標準授業時数

外国語活動	3,4学年	35時間	⇒ 週1回
外国語	5,6学年	70時間	⇒ 週2回
中学外国語	1,2,3学年	140時間	⇒ 週4回

小学校低学年での外国語活動の取扱いについて

標準授業時数の枠外で時間を設定し位置づけることは可能

身体表現をしながら、歌やチャンツ、簡単なゲームをするなど外国語を用いて楽しい活動内容の工夫

秩父市の取組

- ・ 小学校については、小学1,2年生に対して月1回程度 ALT による外国語活動が行われている
- ・ 幼稚園については、久那小学校への配置日に ALT が園児に対して外国語にふれあい活動する時間を設定し、活動が行われている。

令和4年度 第2回秩父市総合教育会議 次第

令和4年12月26日（月）15時～

秩父市役所本庁舎3階 庁議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) ICT教育の学習について

(2) 小学校低学年からの英語教育について

4 その他

5 閉 会